

# 訪問介護重要事項説明書

< 年 月 日現在 >

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0475-80-2102 (午前8:30~午後5:30まで)

担当 (管理者) 伊井 妙子

※ ご不明な点等ございましたら、お気軽にお電話ください。

## 2 事業者の概要

名称・法人種別	医療法人社団 鎮誠会
代表者役職・氏名	理事長 李 笑求
法人所在地	千葉県東金市東岩崎2-26-14
電話番号	0475-50-6531
定款のために定めた事業	1. 病院 (季美の森リハビリテーション病院) 2. 病院 (令和リハビリテーション病院) 3. 診療所 (東金整形外科) 4. 診療所 (姫島クリニック) 5. 診療所 (季美の森整形外科) 6. 診療所 (千葉きぼーるクリニック) 7. 東金居宅介護支援事業所 8. 姫島デイサービスセンター 9. 九十九里デイサービスセンター 10. ショートステイ九十九里 11. とうがねヘルパーステーション 12. 山武市山武地域包括支援センター

## 3 事業所の概要

### (1) 指定事業所番号及びサービス提供地域

名称	医療法人社団 鎮誠会 とうがねヘルパーステーション
指定事業所番号	1279000143
所在地	千葉県山武市姫島270-1
事業所の電話番号	0475-80-2102
管理者	所長 伊井 妙子
サービス提供地域	東金市、山武市(旧成東町、旧山武町)、九十九里町

### (2) 営業日とサービス提供時間帯

営業日	月曜日～日曜日
サービス提供時間帯	午前8:30～午後5:30

※ 年末年始はお休みとなります。

※ 上記以外のサービス提供時間についてはご相談下さい。

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名(0)		事業所の業務管理(兼務)	1名(0)
サービス提供責任者	介護福祉士	2名(0)		訪問介護員の技術指導及び指定訪問介護の提供	2名(0)
訪問介護員	介護福祉士ヘルパー2級	常勤換算 2.5名以上		指定訪問介護の提供	常勤換算 2.5名以上

( )内は男性再掲

4 サービス内容

- (1) 身体介護      食事介助   入浴介助   排泄介助   清拭   体位交換   等  
 (2) 生活援助      買物   調理   掃除   洗濯   等

5 利用料金

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金<料金表>の10割の金額から利用者負担割合証の定めた割合金額と致します。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

<料金表>

身体介護	20分以上～30分未満	30分以上～1時間未満	
	2,680円	4,260円	
生活援助	20分以上～45分未満	45分以上	
	1,970円	2,420円	
身体介護 + 生活援助	身体1生活1 30分+20分	身体1生活2 30分+45分	身体1生活3 30分+70分
	3,400円	4,110円	4,830円

※上表の料金には、特定事業加算Ⅲ（基本料金の10%加算）が含まれています。

※山武市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.21円乗じた金額が料金となっています。

※介護職員等処遇改善加算Ⅱ（基本料金の22.4%）が一个月的総単位数に乗じて算定されます。（上記料金は、1回あたりの目安であり、一个月的合計で計算した場合、端数処理の関係で差異を生じる場合があります。）

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の訪問介護計画に定められた標準的な時間を基準とします。

＜加算項目＞

特定事業所加算Ⅲ	体制要件、重度対応要件に適合する場合	基本料金の10%
初回加算	初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合	2,000円/月
緊急時訪問加算	利用者や家族等からの要請を受けて、ケアマネジャーが必要と認めたときに、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合	1,000円/回
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善に充当する	一か月の料金の22.4%
夜間・早朝加算	夜間 午後6時～午後10時 早朝 午前6時～午前8時	25%加算
深夜加算	深夜 午後10時～午前6時	50%加算

- ※ やむを得ない事情で、かつ、ご利用者様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金（2倍）となります。
- ※ サービス提供地域外の指定訪問介護に要した交通費は実費をご負担頂きます。サービス提供地域を越えてから、1キロメートルあたり20円
- ※ ご利用者様のご希望でヘルパーの車を使い、買物等依頼された場合の交通費も実費をご負担頂きます。  
ご利用者様宅から目的地の往復距離に対して、1キロメートルあたり20円
- ※ ご利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、お客様のご負担になります。

（2）お支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、当月27日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。  
お支払い方法は、口座自動引き落としになります。

6 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

居宅サービス計画書に添って訪問介護計画書を作成し、サービスを開始いたします。

（2）サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書または口頭でお申し出下さい。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、要支援、非該当(自立)と認定された場合。  
※ 要支援の場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ ご利用者様が亡くなられた場合

### ④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、またはご利用者様やご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。  
※ 医療機関に入院された場合はご連絡ください。サービスを一旦中止致します。

## 7 虐待防止措置に関する事項

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。虐待防止のための指針を整備し、従業者に対し、研修を定期的実施します。なお、この措置を適切に実施するための担当者を設置します。

## 8 身体拘束等の適正化に関する事項

事業所は、身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。身体拘束等の適正化のための指針を整備し、従業者に対し、研修を定期的実施します。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項記録します。

## 9 緊急時の対応方法

- ①サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

居宅介護支援事業所名	_____	電話番号	_____ ( ) _____
担当介護支援専門員名	_____	電話番号	_____ ( ) _____
ご家族氏名	_____	電話番号	_____ ( ) _____

②利用者又はその家族からの緊急な訪問の要請に関しては、介護支援専門員と連携を図り、適切な対応を致します。

連絡先 医療法人社団 鎮誠会 とうがねヘルパーステーション  
電話番号 0475-80-2102  
対応可能時間 8:30~17:30 (月曜日~日曜日)

#### 10 災害時・悪天候時の対応

地震等の災害時、雪や台風時等の天候不良時、事業所は訪問時間や訪問日の変更や中止をお願いすることがあります。

※ 事業所の都合により、サービス提供が出来ない場合は、キャンセル料は申し受けません。

#### 11 業務継続計画（BCP）に関する事項

業務継続計画(BCP)の策定等に当たって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、定期的に計画を見直し、従業者に周知を図ります。また、その計画に従い必要な研修及び訓練を定期的実施します。

#### 12 衛生管理に関する事項

感染症の発生又はまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、従業者に対し研修及び訓練を定期的実施します。

#### サービス内容に関する苦情

事業所お客様苦情担当

担当 (管理者) 伊井 妙子 電話番号 0475-80-2102

(ア) 事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

※ ご利用者様の居住区の市町村にお伝えください。

	市町村名	担当	電話番号
	東金市	高齢者支援課	0475-50-1165
	山武市	高齢者福祉課	0475-80-2642
	九十九里町	健康福祉課高齢者福祉係	0475-70-3184

(イ) 次の公的機関においても苦情の申し出ができます。

千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理係	043-254-7428
----------------------	--------------

13 サービスの利用にあたっての留意事項

- ① サービス提供の際、訪問介護員は以下の業務は行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - 1) 医療行為及び医療補助行為
  - 2) 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭の取り扱い
  - 3) 他の家族の洗濯や食事の準備など
- ② 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などは堅くお断りいたします。
- ③ 当方の不注意において発生した物品の補修については、費用の負担を致しますが、その他消耗品や経年劣化した物品に関しての修繕は責任を負いかねますので、ご了承をお願い致します。

年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

(事業所名) 医療法人社団 鎮誠会 とうがねヘルパーステーション  
(指定都道府県名) 千葉県  
(指定事業所番号) 1279000143  
(住所) 千葉県山武市姫島270-1  
(代表者名) 理事長 李 笑求 印

(説明者)  
(氏名) ( )

利用者

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

代理人

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_